

一般ガス供給約款の変更について

西部ガス佐世保株式会社

お知らせ

一般ガス供給約款を2023年（令和5年）8月1日に以下のとおり変更いたしますので、お知らせさせていただきます。

変更箇所一覧

No.	変更前	変更後
1	(規定なし) ⇒追記	1. 実施及び適用 <u>(4) 当社は、災害や政府からの要請その他の必要な場合、臨時的に供給条件を変更することがあります。その場合、当社は、当該臨時的な供給条件を当社のホームページにおいて掲示いたします。</u>
2	2. この供給約款の変更 (3) この供給約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、 (4) この供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、	2. この供給約款の変更 (3) この供給約款の変更に伴い、 <u>ガス事業法に基づく</u> 供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、 (4) この供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、 <u>ガス事業法に基づく</u> 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、
3	8. ガスの使用開始日 ①他のガス小売事業者による小売供給契約又は一般ガス導管事業者による最終保障供給契約からの切り替えにより使用を開始する場合は、	8. ガスの使用開始日 ①他のガス小売事業者による <u>ガス</u> 小売供給契約又は一般ガス導管事業者による最終保障供給契約からの切り替えにより使用を開始する場合は、
4	(規定なし) ⇒追記	8. ガスの使用開始日 ③ … (中略) … お客さまの希望する日。 <u>なお、ガスメーターの開栓は、別表8のとおり行います。</u>

No.	変更前	変更後
5	(規定なし) ⇒追記	10. ガス需給契約の解約 (1) 引越し(転出)等の理由による解約 ① … (中略) … その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。 <u>なお、解約に伴うガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。以下同じ。)</u> は、別表8のとおり行います。 ②お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社又は一般ガス導管事業者がガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。)
6	10. ガス需給契約の解約 (2) 他のガス小売事業者等への契約切り替えによる解約 お客さまがガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者又は一般ガス導管事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。	10. ガス需給契約の解約 (2) 他のガス小売事業者等への契約切り替えによる解約 お客さまがガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、 <u>新たな供給を受けるために必要な</u> 申し込みをしていただきます。 <u>(当社への解約の通知は原則として不要です。)</u>
7	33. 供給停止の解除 … (中略) … (3) 当社は、供給の再開は原則として午前9時から午後7時の間(休日は、午前9時から午後5時の間)に速やかに行います。	33. 供給停止の解除 … (中略) … (3) 供給の再開は、 <u>別表8のとおり行います。</u>
8	(規定なし) ⇒追記	別表8 <u>当社は、8③及び33(1)(2)に基づくガスメーターの開栓、10(1)①に基づくガスの供給を終了させるための措置に関して、作業実施の時間帯を午前9時から午後5時の間とし、その他必要な事項はホームページにおいて掲示いたします。</u>
9	付則 1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和3年4月1日から実施いたします。	付則 1. この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和5年8月1日から実施いたします。

以上